

# ご葬儀後の諸手続き

お葬儀後のスケジュール P.1

なるべく早めの必要な届け出・手続き check P.2 P.3

名義変更や解約などが必要な手続き check P.4 P.5

相続や税金に関する手続き check P.6

受け取る手続き check P.7 P.8

困った時の心強い専門家 P.8

お手続きに必要な書類 P.9

相続の開始・遺言書の種類 P.10

法定相続人・法定相続分 P.11

遺留分・遺言書を書くべき事例 P.12

相続放棄と限定承認・遺産分割協議について P.13

相続税について P.14

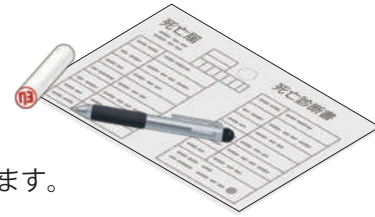
上市町の手続き一覧表 P.15

# お葬儀後のスケジュール

● は必須 ▲ は対象者のみ

7日以内

- 死亡届、火葬許可申請書類提出【7日以内】  
※ 基本、葬儀社が代理申請してくれます。



- 埋葬許可証（火葬許可証に証印）を受け取る  
※ 収骨時、火葬場で渡されます。納骨時に必要になる場合がございます。

- ▲ (会社員) 健康保険証の返却



- ▲ (会社員) 厚生年金保険資格喪失手続【10日以内】  
※ 故人が会社員の場合、勤務先がほとんど手続きします。

14日以内

- ▲ 世帯主変更届提出【14日以内】

- ▲ 国民健康保険、介護保険、国民年金資格喪失届【14日以内】

- 公共料金などの名義変更【速やかに】



- 免許証、パスポートの返却【速やかに】

3カ月以内

- ▲ 相続放棄、限定承認の申述【3か月以内】

※ 何もしなければ、単純承認となります。放棄できるのは、3ヵ月以内です。



- ▲ 準確定申告【4か月以内】

- ▲ 遺産分割協議書の作成



- ▲ 銀行口座凍結解除

- ▲ 不動産相続登記



- ▲ その他遺産の名義変更手続き

- ▲ 相続税の申告と納税【10か月以内】



- ▲ 生命保険などの請求【3年で失効もあり】

- ▲ 国民年金からの遺族年金または寡婦年金【5年以内】

- ▲ 厚生年金からの遺族厚生年金請求【5年以内】



- ▲ 埋葬料（費）、葬祭費申請【2年以内】

- ▲ 国民年金の死亡一時金請求【2年以内】

- ▲ 高額療養費申請【2年以内】



# 自分に必要な手続きは？

## ☑ チェックリスト

### ● なるべく早めの必要な届け出・手続きcheck ☑

厚生（国民）年金保険資格喪失手続き		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死亡から10日以内。(国民年金は14日以内)
	手続先	社会保険事務所(年金事務所)・厚生年金基金・市区町村の国民年金課の窓口。
	必要なもの	年金受給権者死亡届、年金証書または除籍謄本など。
	備考	—

住民票の抹消届		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死亡から14日以内。
	手続先	市区町村の戸籍・住民登録窓口。
	必要なもの	届出人の印鑑と本人確認できる証明書類。(免許証、パスポートなど)
	備考	住民票は通常、死亡届を提出すると抹消されます。

世帯主変更届		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死亡から14日以内。
	手続先	市区町村の戸籍・住民登録窓口。
	必要なもの	届出人の印鑑と本人確認できる証明書類。(免許証、パスポートなど)
	備考	故人が3人以上の世帯の世帯主であった場合に必要です。

保険証の返却		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	【健保】健康保険証(資格喪失日の翌日から5日以内) 【国保】国民健康保険証(死亡日から14日以内) 後期高齢者医療被保険者証(なるべく早く) 介護被保険者証(なるべく早く)
	手続先	健康保険証は故人の勤務先(健康保険組合)、その他は市区町村役場の窓口。
	必要なもの	【健保】健康保険証 【国保】国民健康保険証は返却のみ
	備考	保険料の未払いがある場合は相続人が支払います。

印鑑登録証明書の廃止		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	なるべく早く。
	手続先	市区町村役場の窓口。
	必要なもの	印鑑登録証明書・登録している印鑑。
	備考	廃止せず紛失すると悪用される心配がありますのでご注意ください。

雇用保険受給資格者証の返還		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死亡から1か月以内。
	手続先	受給していたハローワーク。
	必要なもの	受給資格者証、死亡診断書、住民票など。
	備考	故人が死亡時に雇用保険を受給していた場合に必要です。



## ● なるべく早めの必要な届け出・手続きcheck2



運転免許証の返却		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死後速やかに。(死亡日から1か月以内)
	手続先	最寄りの警察署もしくは運転免許センター。
	必要なもの	死亡の事実がわかる書類。
	備考	—

パスポートの返却		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死後速やかに。
	手続先	都道府県旅券課。(パスポートセンター)
	必要なもの	死亡の事実がわかる書類。
	備考	—

各種会員証・免許・身分証明書・老人優待パスなどの返却		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	なるべく早く。
	手続先	各発行元。
	必要なもの	—
	備考	—

住宅ローンの手続き		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	なるべく早く。
	手続先	借入金融機関。
	必要なもの	法定相続人全員が分かる戸(除)籍謄本または抄本等の写しなど。 ※詳しくは金融機関に確認
	備考	故人が契約者の場合は、団体信用保険でローンが免除になるケースがあります。

身体障害者手帳などの返却		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	なるべく早く。
	手続先	市区町村の福祉事務所。
	必要なもの	—
	備考	—

住居・駐車場の賃貸契約		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	なるべく早く。
	手続先	管理不動産会社や家主・地主・公団公営住宅は管理営業所。
	必要なもの	戸籍謄本、住民票、所得証明書、印鑑登録証明書など。
	備考	必要書類は問い合わせのこと。

マイナンバーカードやマイナンバーの通知カードは、相続などの手続きで亡くなられた方の個人番号(マイナンバー)の提出を求められる場合がありますので、諸手続きが済むまではカードは保管しておいてください。手続き終了後、市区町村に返納します。



## ● 名義変更や解約などが必要な手続きcheck



公共料金の名義変更		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	確定後速やかに。
	手続先	電力会社、水道局、ガス会社、NHK受信料など。
	必要なもの	問い合わせのこと。 ※ 電話で済む事もあり
	備考	—

携帯電話、プロバイダー、介護サービス、給食サービスなどの契約サービス		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死後速やかに。(次の引き落としの前まで)
	手続先	各サービス契約先に連絡し解約します。
	必要なもの	必要書類は問い合わせのこと。
	備考	利用代金の残額がある場合には精算します。

クレジットカード		
チェック <input type="checkbox"/>	※	故人の名義のクレジットカードなどは、解約しカードを廃棄する必要があります。(カード会社によっては、カードの返送を求める場合もあります。) また、クレジットやキャッシングの未精算金返済額が残っている場合は遺産となり、相続人は相続放棄をしないかぎり、精算・返済する義務も負います。
	手続先	各クレジットカード会社。
	必要なもの	解約手続き書類、クレジットカード会社の指定するもの。

保険の名義変更		
チェック <input type="checkbox"/>	※	故人を受取人とした生命保険は速やかに名義変更し、故人名義の自動車保険・火災保険等は相続人を確定し、所有権を故人から相続人に移転した後に手続きが必要です。
	手続先	各生命保険会社、各損害保険会社。
	必要なもの	保険証券、ほか問い合わせのこと。

ペットの管理者変更		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	届出が必要なペットを引き継いだ場合、飼い始めてから30日以内に登録の申請をします。
	手続先	住所地の市区役所・町村役場の衛生課または保健所。
	備考	金魚や小鳥猫の場合は必要ありません。犬やニホンザル 特定動物を家庭で飼育する際には届け出が必要です。

不動産の名義変更		
チェック <input type="checkbox"/>	※	故人の所有していた不動産を相続する場合、登記簿を名義変更します。
	手続先	地方法務局。
	必要なもの	登記申請書、被相続人(故人)の戸籍謄本、故人の除籍謄本、改製原戸籍謄本及び住民票除票、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書 相続する人の住民票、遺産分割協議書、固定資産評価証明書など。
	備考	固定資産評価証明書に基づいて相続人には相続税がかかる場合があります。(死去から10か月以内に申告・納税が必要)

## ● 名義変更や解約などが必要な手続きcheck2

預貯金の名義変更		
チェック <input type="checkbox"/>	※	故人の預貯金口座は、死亡届が受理された直後から相続が確定するまで凍結されます。(遺言書や遺産分割協議によって相続人確定後、口座の名義人を相続人に変更)
	手続先	預け入れ金融機関。
	必要なもの	名義変更依頼書、被相続人(故人)の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書(写し)、通帳など。※金融機関に確認
	備考	預貯金額に基づいて相続人には相続税がかかる場合があります。(死去から10カ月以内に申告・納税)

株式の名義変更		
チェック <input type="checkbox"/>	※	故人名義の株式は、死亡届が受理された直後から売買ができません。遺言書や遺産分割協議によって相続人が確定したら、株式の名義人を故人から相続人に書き換えます。
	手続先	証券会社または、株式発行人。
	必要なもの	株式名義書換請求書、株券、被相続人(故人)の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書など。※金融機関に確認
	備考	株式評価額により相続人には相続税がかかる場合があります。(死去から10カ月以内に申告・納税)

自動車所有権の移転		
チェック <input type="checkbox"/>	※	自動車は相続財産(遺産)となる動産で、遺言書や遺産分割協議によって相続人を確定し、所有権を故人から相続人に移転します。
	期限	相続から15日以内。(10か月以内が目安)
	手続先	陸運局支局。
	必要なもの	所有権移転申請書、自動車検査証、被相続人(故人)の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協議書、相続人の委任状、自動車税申告書、手数料納付書、車庫証明書など。
	備考	相続から15日以内とされていますが、遅れても罰則はありません。

電話(加入固定電話)の名義変更		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	確定後速やかに。
	手続先	NTTなど。
	必要なもの	電話加入承継届 被相続人及び相続人の戸籍謄本・相続人の印鑑証明書。
	備考	故人の口座が凍結されると、その口座からの自動引き落としができなくなります。

ゴルフ会員権の名義変更		
チェック <input type="checkbox"/>	※	ゴルフ会員権はクラブによって規定があり、名義変更できない場合や、会員が死亡した場合にはクラブが買い取る場合もあります。※ゴルフクラブに確認

生前所有していた不動産や動産、契約していたサービスなどには、相続財産とみなされるものもあり、名義変更には遺産相続の手続きが前提になる場合があります。また、契約サービスなどを解約する場合も、未精算の料金や残債などあれば遺産となることもあるので、手続きには注意が必要です。



## ● 相続や税金に関する手続きcheck

遺言書の検認		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	期限はありませんが速やかに。
	手続先	亡くなった方の住所地の家庭裁判所。
	必要なもの	開封閲覧していない遺言書原本、遺言者の戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、受遺者(遺言で財産の贈与を受ける人)の戸籍謄本。
	備考	遺言書が公正証書、法務局保管自筆証書遺言でない場合に必要です。

相続の放棄		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死亡の事実を知ってから3か月以内。
	手続先	被相続人(相続される財産を遺して亡くなった方)の住所地の家庭裁判所。
	必要なもの	相続放棄申述書、被相続人の除籍、改製原戸籍謄本など。
	備考	相続人が相続財産(遺産)を放棄する場合に必要です。(単独でも提出可)

相続の限定承認の申述		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死亡から3か月以内。
	手続先	被相続人(相続される財産を遺して亡くなった方)の住所地の家庭裁判所。
	必要なもの	被相続人の除籍・改製原戸籍謄本、住民票除票又は戸籍附票、申述人全員の戸籍謄本など。
	備考	相続人全員が共同して行う必要があります。

特別代理人の申し立て		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	分割協議の開催まで。
	手続先	未成年者の住所地の家庭裁判所。
	必要なもの	—
	備考	相続人に未成年者がいる場合。

所得税準確定申告・納税		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死亡から4か月以内。
	手続先	亡くなった方の住所地の税務署、または勤務先。
	必要なもの	1月1日から死亡日までの所得の申告書、生命保険料の領収書、医療控除証明書類など。
	備考	故人が自営業または、年収2千万円以上の給与所得者の場合に申告・納税が必要です。

相続税の申告納税		
チェック <input type="checkbox"/>	期限	死亡日の翌日から10か月以内。
	手続先	被相続人(故人)の住所地の税務署。
	必要なもの	申告書、被相続人の除籍謄本、住民除票、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書など。
	備考	相続する財産が基礎控除額以下の場合、申告も納税もする必要はありません。

相続・相続税については、複雑でわからないと言われることが多いので、P.10～P.14にて詳しく説明いたします。





## ● 受け取る手続きcheck



国民年金の死亡一時金請求	
チェック <input type="checkbox"/>	<p>※ 国民年金の保険料を3年以上納めた人が、年金を一度も受け取らずに亡くなった時、故人と生計をともにしていた遺族に「死亡一時金」が支払われます。(死亡から2年以内)</p> <p>手続先 亡くなった方の住所地の市区町村国民年金課など。</p> <p>必要なもの 死亡一時金裁定請求書、年金手帳、除籍謄本、住民票写し、印鑑、振込先口座番号。</p> <p>備考 遺族が遺族基礎年金、寡婦年金の受給資格がない場合に限られます。寡婦年金と死亡一時金の両方の受給資格がある場合は、どちらか一方だけを選びます。</p>

健康保険加入者の場合の埋葬料請求	
チェック <input type="checkbox"/>	<p>※ 企業や団体の健康保険組合に加入していた人(本人・家族)が亡くなった場合、葬儀・埋葬の補助金が支給されます。(死亡から2年以内)</p> <p>手続先 健康保険組合または社会保険事務所。</p> <p>必要なもの 健康保険埋葬料請求書、健康保険証、死亡診断書の写し、印鑑、振込先口座番号。</p> <p>備考 故人に遺族・身寄りがない場合、葬儀・埋葬を行った人に支払われます。</p>

国民健康保険加入者の葬祭費請求	
チェック <input type="checkbox"/>	<p>※ 国民健康保険の被保険者が亡くなった場合、葬祭費が支給されます。(葬儀から2年以内)</p> <p>手続先 被保険者(故人)の住所地の市区町村国民健康保険の窓口。</p> <p>必要なもの 葬祭費支給申請書、国民健康保険証、葬儀社の領収書など、印鑑、受取人の口座通帳、葬儀社の領収書がない場合は、葬儀のお礼状など喪主の確認できる資料が必要です。</p> <p>備考 自治体によって、申請に必要なものは異なる場合があります。</p>

高額療養費の申請	
チェック <input type="checkbox"/>	<p>※ 「高額療養費制度」によって、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。死後申請もできます。</p> <p>期限 対象の医療費の支払いから2年以内。</p> <p>手続先 被保険者(故人)の健康保険組合または、社会保険事務所、市区町村国民健康保険の窓口。</p> <p>必要なもの 高額療養費支給申請書、高額療養費払い戻しのお知らせ案内書、健康保険証、医療費の領収書、印鑑、受取人の振込先通帳または口座番号。</p> <p>備考 システムが保険組合によって異なることがあるので、問い合わせしてみましょう。</p>

労災保険の埋葬料請求	
チェック <input type="checkbox"/>	<p>※ 労働者が業務上の事故が原因で亡くなったときに、労災保険から埋葬料が支給されます。</p> <p>期限 葬儀から2年以内。</p> <p>手続先 故人の勤務先を所管する労働基準監督署。</p> <p>必要なもの 埋葬料請求書、死亡診断書(または、死体検案書)の写し。</p> <p>備考 出勤途中の事故などの「通勤途上災害」で亡くなった場合も労災保険から給付がされますが、給付内容は上記と異なります。</p>

葬儀費用の補助金や高額医療費の払い戻し、年金の一時金など、遺族に対して金銭が支給される制度があります。



生命保険金の請求	
チェック <input type="checkbox"/>	<p>※ 故人が生命保険に加入していた場合、請求によって死亡保険金が支払われます。</p> <p>期限 死亡から3年以内。(保険会社によって違います)</p> <p>手続先 契約していた保険会社。</p> <p>必要なもの 死亡保険金請求書、保険証券、保険金受取人と被保険者(故人)の戸籍謄本、死亡診断書、受取人の印鑑証明書など。</p> <p>備考 受取人が請求します。保険証券を確認ください。</p>

国民年金の遺族基礎年金請求	
チェック <input type="checkbox"/>	<p>※ 国民年金に加入している方が亡くなった場合、故人によって生計が維持されていた子どものいる妻、または子どもに年金が支給されます。(支給条件がありますのでご確認ください)</p> <p>期限 死去から5年以内。</p> <p>手続先 故人の住所地の市区町村国民年金窓口。</p> <p>必要なもの 国民年金遺族基礎年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、源泉徴収票、印鑑、振込先口座通帳または口座番号。</p> <p>備考 子どもが18歳になった年度の末日まで支給されます。(子どもが障害者の場合は20歳まで)</p>

国民年金の寡婦年金請求	
チェック <input type="checkbox"/>	<p>※ 国民年金保険料の納付済期間が10年以上ある夫が、年金を受け取らないうちに亡くなった場合、故人と生計を共にしていた妻には寡婦年金が支給されます。(結婚期間が10年以上ある子どものいない妻で65歳未満であることが条件で、支給期間は妻が60~65歳の間)</p> <p>期限 死去から2年以内。</p> <p>手続先 住所地の市区町村の国民年金窓口。</p> <p>必要なもの 国民年金寡婦年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、妻の所得証書、印鑑、振込先口座通帳または口座番号。</p> <p>備考 妻が老齢基礎年金の繰上げ支給を受け、夫の死後再婚した場合は寡婦年金は支給されません。また、国民年金の死亡一時金と寡婦年金の両方を受給することはできず、いずれかを選びます。</p>

## ● 困った時の心強い専門家



### 税理士

税金や確定申告の専門家  
相続税の申告手続きに強い



### 司法書士

不動産登記の専門家  
不動産の相続登記に強い



### 弁護士

裁判や調停の代理人  
相続人同士のトラブル解決に強い



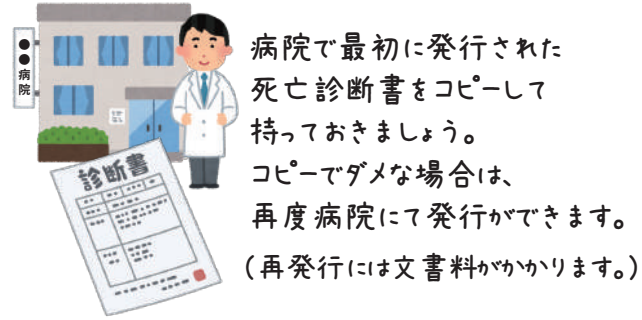
### 行政書士

官公署に出す書類の作成代行  
遺産分割協議書の作成に強い

## お手続きに必要な書類

### 死亡診断書

死亡診断書とは、医師が作成する「死亡の事実を証明する書類」で、役所に死亡届けをする場合や、死亡保険金を請求する場合には、添付書類として必ず提出しなければなりません。



### 戸籍謄本・除籍謄本

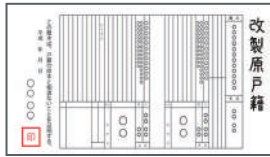
戸籍に記載されている全員の身分事項を証明するものです。亡くなられた場合は、戸籍に在籍している人が誰もなくなった状態のものを「除籍謄本」といい役所に発行してもらう書類のことです。

亡くなられた方の除籍等の証明書発行は一週間程度、本籍・住所が上市町ではない場合、二週間程度かかります。年金や金融機関等の手続きに必要な証明書の請求は時間を空けてからお願いします。



### 改製原戸籍

制度改正以前の古戸籍で、「かいせいげんこせき」と呼び、現在の戸籍と異なり改正される前に除籍した人や認知した子、養子縁組、離婚などに関する事項が含まれており、相続手続きではかならず必要になります。

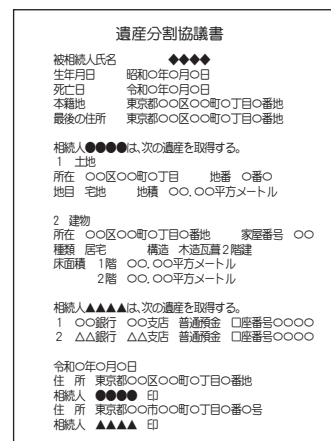


### 住民票 (除票)

居住関係を公に証明するものです。住民基本台帳にまとめられており、亡くなられた場合は、住民票から抹消されます。抹消された住民票のことを「住民票除票」といいます。

### 遺産分割協議書

遺産分割をするときに相続人で話し合い、誰がどの遺産を引き継ぐか決めます。これを遺産分割協議と言って、それを書面にしたものを遺産分割協議書と呼び、相続する時に1番重要な書類になります。不動産、預貯金、株式の名義変更、また相続税の申告の際に必要な書類です。

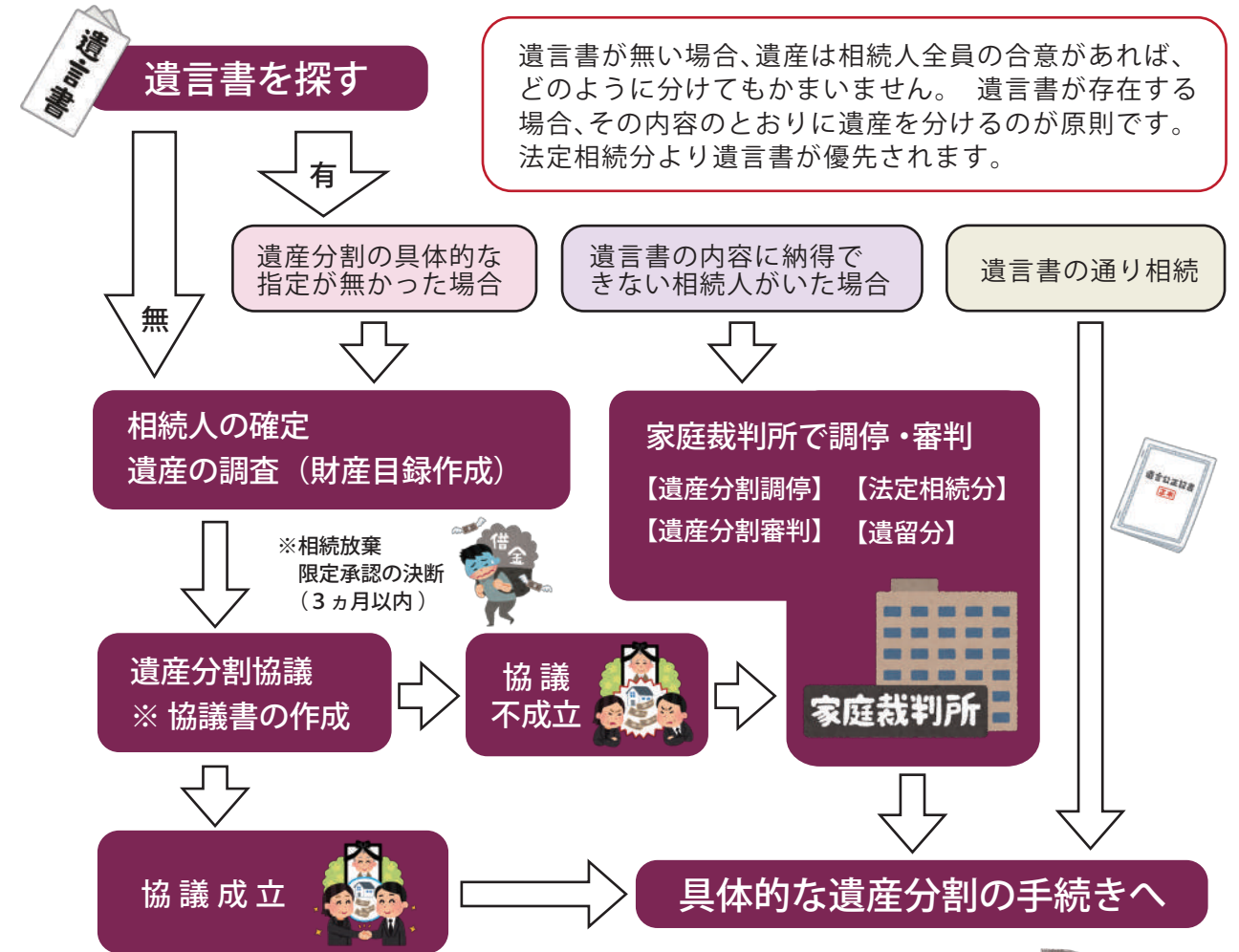


被相続人が死亡すると、相続財産の分割をする遺産分割手続き、預貯金の相続にあたっての預貯金引き出しの手続き、不動産についての移転登記手続きなど、さまざまな遺産相続手続きをおこなわなければなりません。

### 固定資産評価証明書

固定資産評価証明書とは、所有している不動産の固定資産課税台帳に登録されている資産価値を証明する書類です。相続登記の申請時や相続税の申告時に、添付が必要となることがあります。固定資産評価証明書は、不動産が所在する市町村役場の窓口で取得できます。

## 相続の開始なにをしたらいいの？



## 遺言書の種類について

### ① 自筆証書遺言

遺言者が自筆で遺言書を作成する形式で、「亡くなった人の部屋から遺言書が見つかった」など、一般的にイメージする遺言書です。ただ書き方や様式で不備があると、無効になることも多いです。遺言者が、遺言全文・日付・氏名を自書し、押印をすることで、その遺言書は効力が認められることになります。遺言書を発見した相続人は、家庭裁判所に遺言書を提出して検認手続きが必要です。

### ② 公正証書遺言

公証人役場にて2人の証人が立ち会いの下、公証人が遺言者から遺言内容を聞き取りながら作成する遺言です。公証人が執筆をするので内容に不備が生じる可能性が低く、遺言書は公証人役場で保管されるので、偽造・紛失の心配もありません。3つの形式の中で最も確実に遺言を実現できるのが、公正証書遺言です。

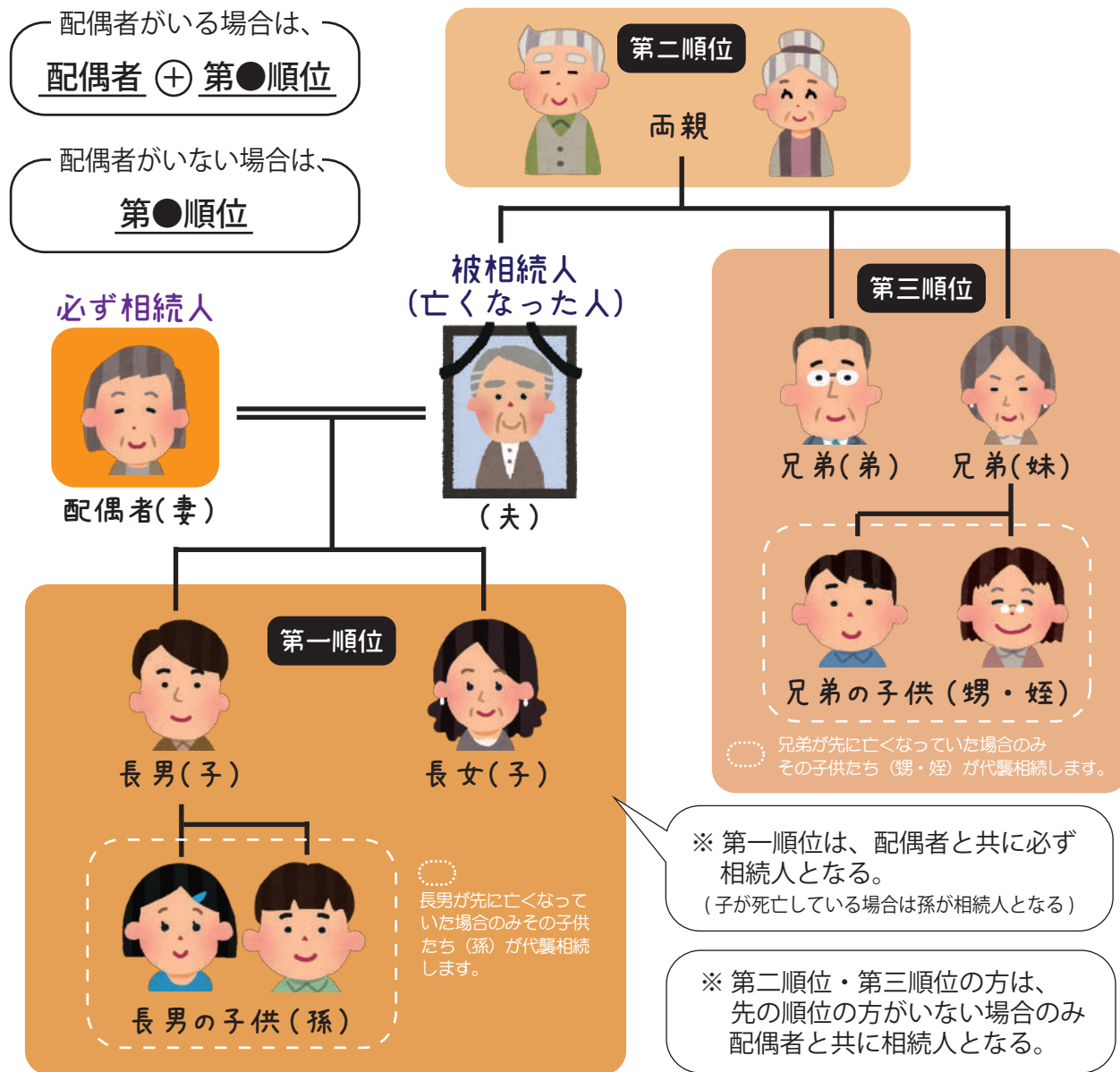
### ③ 秘密証書遺言

遺言者が自分で用意した遺言書を2人の証人と同行して公正人役場に持ち込み、遺言書の存在を保証してもらわれる形式です。不備があれば秘密証書遺言の手続きをしていても遺言内容が無効になることがあります。

富山公証人合同役場 住所 〒930-0094 富山市安住町 2-14 北日本スクエア北館 8階



## 法定相続人とは？



## 法定相続分とは？

被相続人が遺言書を残していた場合、原則としてその内容に従うことになります。一方で遺言書がない場合は遺産分割協議が行われ、合意に至った場合はその内容に従い、合意に至らない場合は調停や審判によって遺産分割方法が決定されます。法定相続分は、この調停や審判の際に基準となるものです。



遺産分割協議では相続人全員が納得していれば、どのような割合で分割することも許されますが、法定相続分を正しく理解し、その割合に応じて協議を進めることで争いを避けられるかもしれません。

## 遺留分とは？

遺留分について事例を使い解説します。この度夫に相続が発生してしまいました。悲しみに暮れる中、ご主人の遺品を整理していると、金庫の中から遺言書がでてきました。家族全員で、その遺言書を開けてみると、中にはとんでもない内容が書かれていました。



ご主人の財産は全てNPO法人に渡ってしまうのでしょうか？  
渡ってしまったら困りますよね…？  
残された家族(特に奥様)は生活できなくなってしまいます。  
そうです！ こういったシチュエーションででてくるのが、遺留分です。(法定相続分とは割合が異なります。)  
遺留分は一言でいうと、残された家族の生活を保障するために、最低限の金額は相続できる権利のことです。

【遺留分の相続財産に対する割合は、以下のとおりです】

- (1) 配偶者のみが相続人 2分の1
  - (2) 子のみが相続人 2分の1
  - (3) 父母のみが相続人 3分の1
  - (4) 兄弟のみが相続人 遺留分なし
  - (5) 配偶者と子が相続人 配偶者 4分の1 / 子が 4分の1
  - (6) 配偶者と父母が相続人 配偶者が 3分の1 / 父母が 6分の1
  - (7) 配偶者と兄弟が相続人 配偶者が 2分の1 / 兄弟は遺留分なし
- ・同順位の相続人が複数いる場合は、人数で割ります。

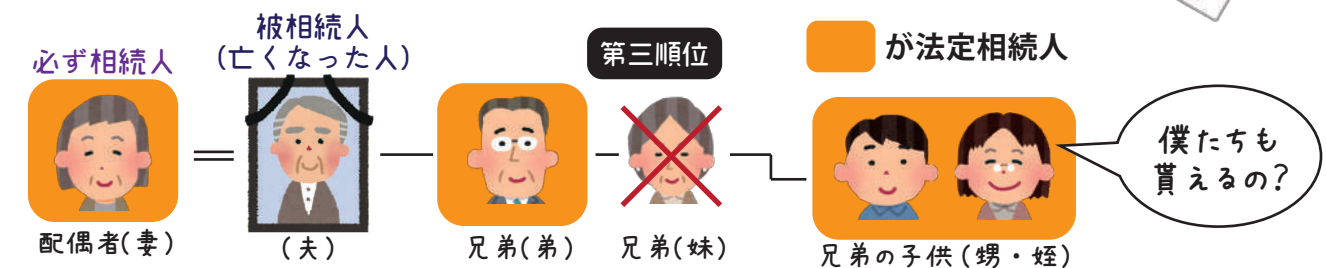
遺留分が侵害されている状態だった場合には、相手方に対して、遺留分の請求をすることができます。



遺言書は、書き方によっては **トラブルの原因ともなります。**

## 遺言書を書くべき事例

例えば子供のいない夫婦がいたとします。もしこの夫が亡くなってしまった場合、相続人は誰になるでしょうか？ 答えは、妻と、夫の弟や甥、姪が相続人となります。



もし遺言書がない場合には、この奥様とご主人の兄弟姉妹との間で遺産の取り分について話し合いをしなければいけません。なかなか大変そうじゃないですか？ 特に甥や姪の代までいくと、ほぼ面識がない場合もあります。

このような事態を避けるために、ご主人が「私の遺産は全て妻に残します」という遺言書を残しておけばどうでしょうか？ 兄弟姉妹(甥・姪)には、遺留分がありませんので、とても有効な遺言書となります。 これがもし遺言書がなかった場合には、相続人全員で話し合わないで遺産を分けることはできませんし、預金口座の名義変更すらままなりません。

子供のいない人にとっては遺言書があるかないかで、残された人の労力は何百倍も変わります！

**遺言書は、書き方によって残された人を守る味方にもなります。**

## 相続放棄と限定承認

相続放棄とは、「亡くなった人の残した財産全てを相続しない」ことです。財産の一切を相続しないということになりますので、負の財産だけでなくプラスの財産も全て相続しないということです。

相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所で申立手続きを行う必要があります。相続放棄は一度行くと撤回できないので相続放棄手続きは、よく考えてする必要があります。また、プラスの財産が多いと思うけれど、もしかしたらマイナスの財産があるかもしれない、などの場合で相続放棄をすることを迷う場合は、相続した借金等の負債は相続した財産額までしか責任を負わなくて良くなるという手続き限定承認という方法もあります。手続きが煩雑になるため限定承認についての知識と経験のある専門家に依頼する必要があります。



## 遺産分割協議について

相続人全員参加のもと、具体的な遺産の分け方を話し合います。遺産分割の内容について合意が成立したら、その内容を遺産分割協議書にまとめて締結します。誰がどの遺産を相続するのかなどを、明確な文言で記載することが大切です。遺産分割協議書を締結したら、その内容に従って各相続財産の名義変更を行います。たとえば、不動産については登記、自動車は登録、未公開株式は株主名簿の書き換え手続きが必要です。各手続きを行う際には、遺産分割協議書の提出を求められますので、忘れずに持参してください。相続財産の名義変更が完了したら、遺産分割協議は終了です。



**遺産分割協議書**

被相続人氏名 ◆◆◆◆  
 生年月日 昭和〇年〇月〇日  
 死亡日 令和〇年〇月〇日  
 本籍地 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地  
 最後の住所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

相続人●●●●は、次の遺産を取得する。  
 1 土地  
 所在 〇〇区〇〇町〇丁目 地番 〇番〇  
 地目 宅地 地積 〇〇.〇〇平方メートル

2 建物  
 所在 〇〇区〇〇町〇丁目〇番地 家屋番号 〇〇  
 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建  
 床面積 1階 〇〇.〇〇平方メートル  
 2階 〇〇.〇〇平方メートル

相続人▲▲▲▲は、次の遺産を取得する。  
 1 〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇  
 2 △△銀行 △△支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇

令和〇年〇月〇日  
 住 所 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地  
 相続人 ●●●● 印  
 住 所 東京都〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
 相続人 ▲▲▲▲ 印

## 遺産分割の4つの方法

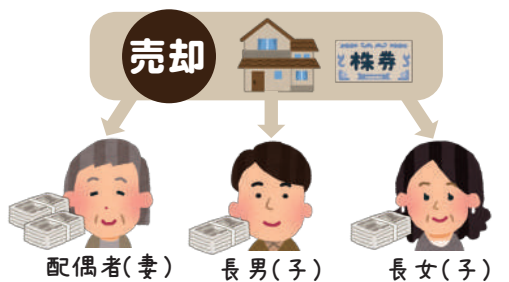
### 現物分割

家・預貯金・土地などを物理的に分ける



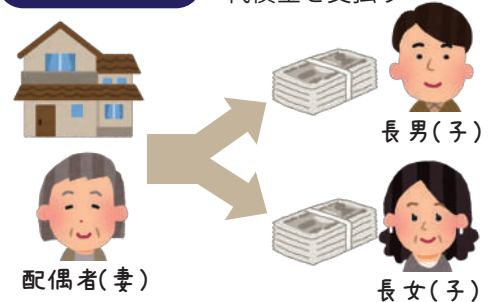
### 換価分割

遺産を売却したうえで、代金を相続人で分ける



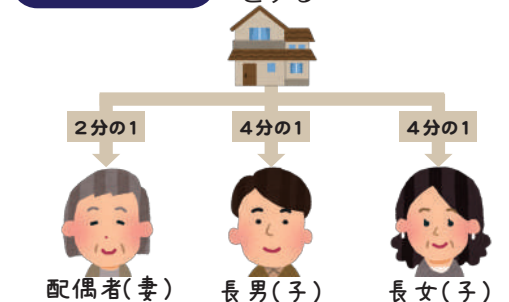
### 代償分割

一部の相続人が受け取り代償金を支払う



### 共有分割

遺産を複数の共有名義とする



## 相続税について

相続税は、消費税のように「遺産の〇%」と単純に計算できるものではありません。実際に遺産をどのように分けたのかに関係なく、法定相続分の割合で課税遺産総額を按分し、各相続人の仮の税額を計算します。この合計が、相続人全員で納める相続税の総額です。実際に遺産を分けた割合に応じて各相続人に割り振ります。相続税早見表はあくまでも相続税の大まかな額を目安として把握するためのものです。正確な税額を出すには、**基礎控除額=3,000万円+(600万円×法定相続人の数)** 配偶者の税額軽減以外に使える控除やそのほかの特例も活用しながら計算をしていく必要があります。概算ではあっても「相続税がこれくらいになる」ということがあらかじめわかっていると、納付の準備も進めやすくなるというものです。その意味においても、上手に**相続税早見表**を活用しましょう。



配偶者と、子どもが1人～4人の場合の相続税早見表

相続財産額	相続税総額 (基礎控除、配偶者の税額軽減適用後)			
	配偶者と 子供1人	配偶者と 子供2人	配偶者と 子供3人	配偶者と 子供4人
4,000万円	—	—	—	—
5,000万円	40万円	10万円	—	—
6,000万円	90万円	60万円	30万円	0万円
7,000万円	160万円	113万円	80万円	50万円
8,000万円	235万円	175万円	138万円	100万円
9,000万円	310万円	240万円	200万円	163万円
1億円	385万円	315万円	263万円	225万円
1.5億円	920万円	748万円	665万円	588万円

相続人が、子ども1人～4人の場合の早見表

相続財産額	相続税総額 (基礎控除適用後)			
	子供1人	子供2人	子供3人	子供4人
4,000万円	—	—	—	—
5,000万円	160万円	80万円	20万円	—
6,000万円	310万円	180万円	120万円	60万円
7,000万円	480万円	320万円	220万円	160万円
8,000万円	680万円	470万円	330万円	260万円
9,000万円	920万円	620万円	480万円	360万円
1億円	1,220万円	770万円	630万円	490万円
1.5億円	2,860万円	1,840万円	1,440万円	1,240万円

相続人が  
配偶者のみ場合

「配偶者の税額軽減」により、配偶者のみが相続をする場合は、法定相続分が100%となるため全額非課税となります。

相続人が配偶者と両親の場合の早見表

相続財産額	相続税総額 (基礎控除、配偶者の税額軽減適用後)	
	配偶者と 親1人	配偶者と 親2人
4,000万円	—	—
5,000万円	27万円	7万円
6,000万円	63万円	40万円
7,000万円	108万円	81万円
8,000万円	157万円	175万円
9,000万円	210万円	170万円
1億円	271万円	222万円
1.5億円	660万円	583万円

相続人が両親のみ場合の早見表

相続財産額	相続税総額 (基礎控除適用後)	
	親1人	親2人
4,000万円	—	—
5,000万円	160万円	80万円
6,000万円	310万円	180万円
7,000万円	480万円	320万円
8,000万円	680万円	470万円
9,000万円	920万円	620万円
1億円	1,220万円	770万円
1.5億円	2,860万円	1,840万円

配偶者と兄弟姉妹で、人数が1人～3人の場合の早見表

相続財産額	相続税総額 (基礎控除、配偶者の税額軽減適用後)		
	配偶者と 兄弟姉妹1人	配偶者と 兄弟姉妹2人	配偶者と 兄弟姉妹3人
4,000万円	—	—	—
5,000万円	24万円	6万円	—
6,000万円	59万円	36万円	27万円
7,000万円	101万円	76万円	75万円
8,000万円	142万円	117万円	131万円
9,000万円	195万円	161万円	188万円
1億円	251万円	213万円	257万円
1.5億円	626万円	563万円	717万円

相続人が兄弟姉妹で、人数が1人～3人の場合の早見表

相続財産額	相続税総額 (税額軽減適用後)		
	配偶者と 兄弟姉妹1人	配偶者と 兄弟姉妹2人	配偶者と 兄弟姉妹3人
4,000万円	—	—	—
5,000万円	192万円	96万円	24万円
6,000万円	372万円	216万円	144万円
7,000万円	576万円	384万円	264万円
8,000万円	816万円	564万円	396万円
9,000万円	1,104万円	744万円	576万円
1億円	1,464万円	924万円	756万円
1.5億円	3,432万円	2,208万円	1,728万円



## 上市町の手続き一覧表（死亡届けを出された方へ）

死亡された方が次のものをお持ちの場合は、以下の手続きがあります。  
上市町役場・つるぎふれあい館で手続きをして下さい。

### ● 変更が必要なもの

〈問い合わせ先〉 上市町役場 TEL 076-472-1111

手続き項目	内容	問い合わせ先
年金は、受給されていた年金の種類によって、手続き方法が異なります。		
国民年金	上市町役場にて手続きをお願いします。	1階 町民課 ②番窓口
共済年金	各共済事務所にて手続きをお願いします。	各共済事務所
厚生年金	年金事務所にて手続きをお願いします。	年金事務所
上市町墓地公園使用許可証	口座や使用者の変更を行ってください。	1階 町民課 ③番窓口
犬（鑑札）	所有者の変更を行ってください。	1階 町民課 ③番窓口
国民健康保険 または 後期高齢者医療保険	被保険者証の返却または、書き換えが必要となります。 葬祭を行った方に、葬祭費が支給されますので、 ■身分証明書（運転免許証など） ■印鑑 ■貯金通帳 ■喪主の方が確認できるもの（会葬礼状など） をお持ちください。 （※窓口に来られる方が喪主の方ではない場合は、お問い合わせください。）	1階 町民課 ④番窓口
町県民税 固定資産税 軽自動車税	口座の変更や相続人代表者の指定などを行ってください。	1階 財務課 ⑨番～⑪番窓口
上下水道料	口座や名義人などの変更を行ってください。	1階 建設課 ⑫番窓口
町営住宅使用料	口座や名義人などの変更を行ってください。	3階 建設課
恩給	直接、総務省へお問い合わせください。 【恩給相談室】TEL 03-5273-1400 総務省政策統括官（恩給担当）	

### ● 返却するもの

手続き項目	内容	問い合わせ先
印鑑登録証	死亡日をもって印鑑登録は抹消されます。 カードをお返しください。	1階 町民課 ①番窓口
マイナンバーカード 通知カード	■マイナンバーカード（顔写真付き IC カード） ■通知カード（薄緑色の紙のもの） どちらの場合も窓口にお持ちください。 （※他の機関での手続きに必要な場合があるので、確認後は一旦お返しします。）	1階 町民課 ①番窓口
住民基本台帳カード	カードをお返しください。	1階 町民課 ①番窓口
介護保険 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者手帳	被保険者証をお返しください。 手帳をお返しください。	つるぎふれあい館 （アルプスの湯） 1階 福祉課

◆金融機関の手続きになどにより戸籍（除籍）が必要となる場合は、死亡届出の日から3～4日程度（土日祝日含まず）経ってから請求をしてください。（届出の審査や記載に日数を要するため）

◆死体火葬許可書は、埋葬の際に必要となりますので、大切に保管してください。